

令和7年第1回

福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会議案

令和7年2月

福島県後期高齢者医療広域連合

令和 7年第 1 回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会議案

発議第	1 号	福島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例	1
承認第	1 号	専決処分の承認を求めることについて(専決第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)	10
承認第	2 号	専決処分の承認を求めることについて(専決第3号 令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))	13
議案第	1 号	福島県後期高齢者医療広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	19
議案第	2 号	福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	31
議案第	3 号	福島県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の変更について	36
議案第	4 号	令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	46
議案第	5 号	令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	60
議案第	6 号	令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	75
同意第	1 号	福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて	98

発議第1号

福島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

福島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年福島県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を別紙のように改正する。

令和7年2月17日提出

提出者	福島県後期高齢者医療広域連合議会議員	高橋 道也
賛同者	同	本多 勝実

（提案理由）

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）」の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正され、同法第2条に第8項が新設されたことに伴う所要の改正及び文言整備を行うもの。

福島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

福島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例（令和5年福島県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「以下」を「第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項右欄中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

発議第1号 説明資料

議案番号等	条例名等	趣旨	主な内容	根拠・関係法令等
<p>発議第1号</p>	<p>福島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)」の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正され、同法第2条に第8項が新設されたことに伴う所要の改正及び文言整備を行うもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例中、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を引用する箇所について、次のとおり改める。 第2条第8項→第2条第9項 第2条第9項→第2条第10項 ・ その他文言整備 ・ 施行日 令和7年4月1日 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号） ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

■新旧対照表

福島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年福島県後期高齢者医療広域連合条例第1号)

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第17号。第20条において「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する行政文書(以下「行政文書」という。)に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第17号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する行政文書(以下「行政文書」という。)に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

新			旧		
第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的 (略)	利用目的以外の目的 (略)	第12条第1項から第30条	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的 (略)	利用目的以外の目的 (略)
(略)			(略)		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	(略)	(略)	第38条第1項第2号	(略)	(略)
<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) (略)</p>			<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) (略)</p>		

新	旧
<p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する自己</u>を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下<u>この章</u>において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下<u>この章及び第48条</u>において「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下<u>この章及び第48条</u>において「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>（利用停止請求権）</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（利用停止請求の手続）</p> <p>第39条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p>	<p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下<u>この章</u>において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>（利用停止請求権）</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下<u>この章</u>において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下<u>この章及び第48条</u>において「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（利用停止請求の手続）</p> <p>第39条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下<u>この章</u>において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第4章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p>

新	旧
<p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月17日提出

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

（提案理由）

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものである。

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月15日

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「6月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加える。

第29条を削り、第30条を第29条とし、第31条を第30条とする。

第32条中「前4条」を「前3条」に改め、同条を第31条とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第20条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第10条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年2月17日提出

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

（提案理由）

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものである。

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月15日

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,303千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

260,468,004千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 財産収入		2,404	3,303	5,707
	1. 財産運用収入	2,404	3,303	5,707
歳入合計		260,464,701	3,303	260,468,004

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 基金積立金		2,404	3,303	5,707
	1. 基金積立金	2,404	3,303	5,707
歳出合計		260,464,701	3,303	260,468,004

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
6. 財産収入	2,404	3,303	5,707
歳入合計	260,464,701	3,303	260,468,004

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6. 基金積立金	2,404	3,303	5,707	0	0	3,303	0
歳出合計	260,464,701	3,303	260,468,004	0	0	3,303	0

2 歳 入

(款) 6. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 利子及び配当金	2,404	3,303	5,707	1. 基金利子	3,303	○ 運営安定化基金利子 3,303
計	2,404	3,303	5,707			

3 歳 出

(款) 6. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 運営安定化 基金積立金	2,404	3,303	5,707	0	0	3,303	0	24. 積立金	3,303	◇ 運営安定化基金積立金	3,303
計	2,404	3,303	5,707	0	0	3,303	0				

議案第1号

福島県後期高齢者医療広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

福島県後期高齢者医療広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

令和7年2月17日提出

福島県後期高齢者医療広域連合広域連合長 木 幡 浩

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行されることに伴い、所要の改正が必要な関係条例を一括で整理しようとするもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるもの。

福島県後期高齢者医療広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(福島県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 福島県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮又は懲役の刑」を「拘禁刑」に改める。

(福島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 福島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第14条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福島県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の一部改正)

第3条 福島県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例（平成28年福島県後期高齢者医療広域連合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第4条 福島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年福島県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一

部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例(令和5年福島県後期高齢者医療広域連合条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第6条及び第7条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴又は逮捕をされた者は、この条例による改正後の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴又は逮捕をされた者とみなす。

議案第 1 号 説明資料

議案番号等	条例名等	趣旨	主な内容	根拠・関係法令等
議案第 1 号	福島県後期高齢者医療広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）が令和 4 年 6 月 17 日に公布され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正が必要な関係条例を一括で整理するもの。	<p>【本条例で整理する関係条例 5 件】※全て一部改正</p> <p>第 1 条改正 福島県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「禁錮(こ)又は懲役の刑」を「拘禁刑」に改める。 <p>第 2 条改正 福島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「懲役」を「拘禁刑」に改める。 <p>第 3 条改正 福島県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「懲役」を「拘禁刑」に改める。 <p>第 4 条改正 福島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「懲役」を「拘禁刑」に改める。 <p>第 5 条改正 福島県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「懲役」を「拘禁刑」に改める。 <p>・施行日 令和 7 年 6 月 1 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・刑法（明治 40 年法律第 45 号） ・刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）

■新旧対照表

福島県後期高齢者医療広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第1条改正 福島県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第6号)

新	旧
<p>(失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、公務遂行中の交通事故により<u>拘禁刑</u>に処せられた職員で、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、その職を失わないものとする^{ことができる}。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第8条 任命権者は、公務遂行中の交通事故により<u>禁錮又は懲役の刑</u>に処せられた職員で、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、その職を失わないもの^とすることができる。</p> <p>2 (略)</p>

■新旧対照表

福島県後期高齢者医療広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第2条改正 福島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成 19 年福島県後期高齢者医療広域連合条例第 18 号)

新	旧
<p>(罰則)</p> <p>第 14 条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第 14 条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。</p>

■新旧対照表

福島県後期高齢者医療広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第3条改正 福島県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例(平成 28 年福島県後期高齢者医療広域連合条例第 5 号)

新	旧
<p>(罰則)</p> <p>第9条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第9条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

■新旧対照表

福島県後期高齢者医療広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第4条改正 福島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年福島県後期高齢者医療広域連合条例第1号)

新	旧
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

■新旧対照表

福島県後期高齢者医療広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第5条改正 福島県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年福島県後期高齢者医療広域連合条例第2号)

新	旧
<p data-bbox="190 391 264 422">附 則</p> <p data-bbox="100 486 1102 718">第6条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧条例第2条第3号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="134 734 302 766">(1)・(2) (略)</p> <p data-bbox="100 829 1102 1013">第7条 前項各号に掲げる者が、施行日前において、その業務に関して知り得た旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を、この条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p data-bbox="1209 391 1283 422">附 則</p> <p data-bbox="1120 486 2121 718">第6条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧条例第2条第3号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p data-bbox="1153 734 1321 766">(1)・(2) (略)</p> <p data-bbox="1120 829 2121 1013">第7条 前項各号に掲げる者が、施行日前において、その業務に関して知り得た旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を、この条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

■新旧対照表

福島県後期高齢者医療広域連合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
附則

新	旧
<p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</p> <p>第3条 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合[において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第 67 号)第2条の規定による改正前の刑法(明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。)第 12 条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第 13 条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。</p> <p>第4条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。</p> <p>第5条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第 68 号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以</p>	

新	旧
<u>上の刑(死刑を除く。)</u> が定められている罪につき起訴又は逮捕をされた者は、この <u>条例による改正後の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴又は逮捕をされた者とみなす。</u>	

議案第2号

福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を別紙のように改正する。

令和7年2月17日提出

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

（提案理由）

消費者物価の伸びの見通し等を踏まえた低所得者に対する保険料の軽減措置の所得判定基準の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第2号 説明資料

議案番号等	条例名等	趣旨	主な内容	根拠・関係法令等
議案第2号	福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	消費者物価の伸びの見通し等を踏まえた低所得者に対する保険料の軽減措置の所得判定基準の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。	<p>保険料軽減判定の基準額の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5割軽減 (現行) $43万円 + 被保険者数 \times 29万5,000円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等} - 1)$ 以下 (改正案) $43万円 + 被保険者数 \times 30万5,000円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等} - 1)$ 以下 ・ 2割軽減 (現行) $43万円 + 被保険者数 \times 54万5,000円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等} - 1)$ 以下 (改正案) $43万円 + 被保険者数 \times 56万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等} - 1)$ 以下 <p>・ 施行日 令和7年4月1日</p>	高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第4号)

■新旧対照表

福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第25号）

新	旧
<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第17条(略)</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 当該年度の保険料賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に <u>30万5,000円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に <u>56万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2・3(略)</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p>(適用区分)</p>	<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第17条(略)</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 当該年度の保険料賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に <u>29万5,000円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に <u>54万5,000円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2・3(略)</p>

新	旧
<p><u>2 この条例による改正後の福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p>	

議案第3号

福島県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の変更について

福島県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の一部を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月17日提出

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

（提案理由）

マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、令和6年12月2日付で被保険者証が廃止されたことから、第四次広域計画中の文言を整理するため、一部変更するもの。

議案第 3 号 説明資料

議案番号等	条例名等	趣旨	主な内容	根拠・関係法令等
議案第 3 号	福島県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画の変更について	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行（マイナンバーカードと被保険者証の一体化）に伴い、現行の被保険者証は令和 6 年 12 月 2 日以降廃止されたことから、第四次広域計画中の文言を整理するため、一部変更するもの	第四次広域計画中の被保険者証に関連する文言等を別紙のとおり整理するもの。 ・変更の議決の根拠（地方自治法 291 条の 7 第 3 項） 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 7 第 3 項

■新旧対照表

福島県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画【令和6年度～令和11年度】（令和6年2月策定）

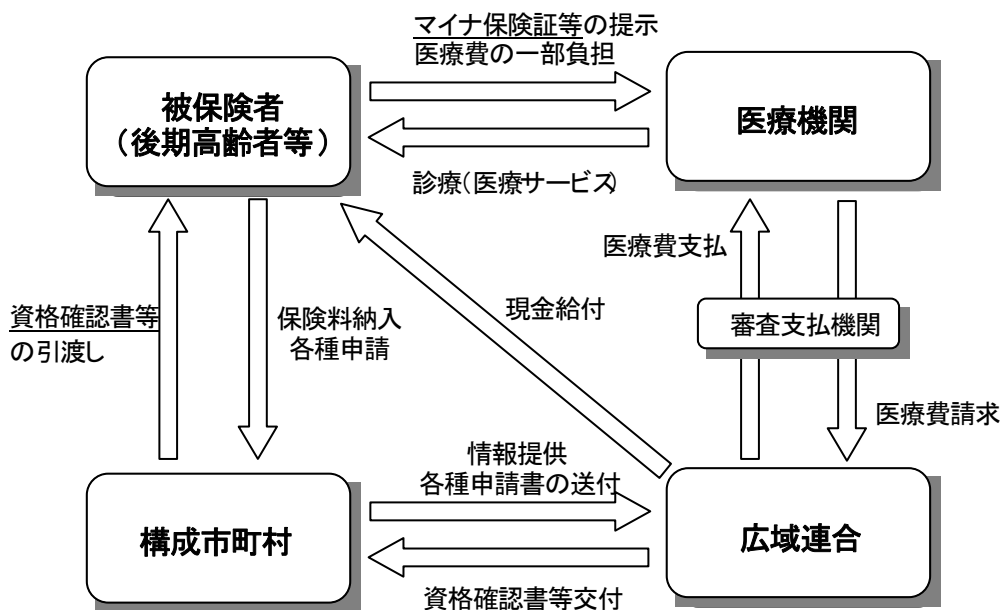
変更後（新）	変更前（旧）												
第1～第3 （略）	第1～第3 （略）												
第4 広域連合及び構成市町村が行う事務	第4 広域連合及び構成市町村が行う事務												
◎主な事務の分担表	◎主な事務の分担表												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="125 461 602 512">広域連合が行う事務</th> <th data-bbox="609 461 1086 512">構成市町村が行う事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="125 517 1086 558">(1) 被保険者の資格の管理に関する事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="125 563 602 1409"> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格情報管理 ・被保険者資格の認定（取得・喪失） ・障害認定申請の認定及び却下 ・<u>資格確認書等の交付</u> ・ _____ </td> <td data-bbox="609 563 1086 1409"> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳情報等の提供 ・障害認定に関する申請の受付 ・資格の取得・喪失に係る届出の受付 ・<u>資格確認書等の交付</u>・再交付の申請の受付 ・<u>資格確認書等の引渡し</u>（障害認定時、適用除外非該当時、転入時等（随時交付）、更新時、紛失・毀損時（再交付）等） ・<u>資格確認書等の返還の受付</u> ・ _____ ・ _____ ・保険料滞納者に係る特別な事情に関する届出の受付 </td> </tr> </tbody> </table>	広域連合が行う事務	構成市町村が行う事務	(1) 被保険者の資格の管理に関する事務		<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格情報管理 ・被保険者資格の認定（取得・喪失） ・障害認定申請の認定及び却下 ・<u>資格確認書等の交付</u> ・ _____ 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳情報等の提供 ・障害認定に関する申請の受付 ・資格の取得・喪失に係る届出の受付 ・<u>資格確認書等の交付</u>・再交付の申請の受付 ・<u>資格確認書等の引渡し</u>（障害認定時、適用除外非該当時、転入時等（随時交付）、更新時、紛失・毀損時（再交付）等） ・<u>資格確認書等の返還の受付</u> ・ _____ ・ _____ ・保険料滞納者に係る特別な事情に関する届出の受付 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 461 1628 512">広域連合が行う事務</th> <th data-bbox="1635 461 2112 512">構成市町村が行う事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1151 517 2112 558">(1) 被保険者の資格の管理に関する事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 563 1628 1409"> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格情報管理 ・被保険者資格の認定（取得・喪失） ・障害認定申請の認定及び却下 ・<u>被保険者証の交付</u> ・<u>被保険者資格証明書の交付</u> </td> <td data-bbox="1635 563 2112 1409"> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳情報等の提供 ・障害認定に関する申請の受付 ・資格の取得・喪失に係る届出の受付 ・<u>被保険者証の交付</u>・再交付の申請の受付 ・<u>被保険者証の引渡し</u>（障害認定時、適用除外非該当時、転入時等（随時交付）、更新時、紛失・毀損時（再交付）等） ・<u>被保険者証の返還の受付</u> ・<u>被保険者資格証明書に係る事務（被保険者証に係る事務に準じ、交付申請を除く）</u> ・保険料滞納者に係る特別な事情に関する届出の受付 </td> </tr> </tbody> </table>	広域連合が行う事務	構成市町村が行う事務	(1) 被保険者の資格の管理に関する事務		<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格情報管理 ・被保険者資格の認定（取得・喪失） ・障害認定申請の認定及び却下 ・<u>被保険者証の交付</u> ・<u>被保険者資格証明書の交付</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳情報等の提供 ・障害認定に関する申請の受付 ・資格の取得・喪失に係る届出の受付 ・<u>被保険者証の交付</u>・再交付の申請の受付 ・<u>被保険者証の引渡し</u>（障害認定時、適用除外非該当時、転入時等（随時交付）、更新時、紛失・毀損時（再交付）等） ・<u>被保険者証の返還の受付</u> ・<u>被保険者資格証明書に係る事務（被保険者証に係る事務に準じ、交付申請を除く）</u> ・保険料滞納者に係る特別な事情に関する届出の受付
広域連合が行う事務	構成市町村が行う事務												
(1) 被保険者の資格の管理に関する事務													
<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格情報管理 ・被保険者資格の認定（取得・喪失） ・障害認定申請の認定及び却下 ・<u>資格確認書等の交付</u> ・ _____ 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳情報等の提供 ・障害認定に関する申請の受付 ・資格の取得・喪失に係る届出の受付 ・<u>資格確認書等の交付</u>・再交付の申請の受付 ・<u>資格確認書等の引渡し</u>（障害認定時、適用除外非該当時、転入時等（随時交付）、更新時、紛失・毀損時（再交付）等） ・<u>資格確認書等の返還の受付</u> ・ _____ ・ _____ ・保険料滞納者に係る特別な事情に関する届出の受付 												
広域連合が行う事務	構成市町村が行う事務												
(1) 被保険者の資格の管理に関する事務													
<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格情報管理 ・被保険者資格の認定（取得・喪失） ・障害認定申請の認定及び却下 ・<u>被保険者証の交付</u> ・<u>被保険者資格証明書の交付</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳情報等の提供 ・障害認定に関する申請の受付 ・資格の取得・喪失に係る届出の受付 ・<u>被保険者証の交付</u>・再交付の申請の受付 ・<u>被保険者証の引渡し</u>（障害認定時、適用除外非該当時、転入時等（随時交付）、更新時、紛失・毀損時（再交付）等） ・<u>被保険者証の返還の受付</u> ・<u>被保険者資格証明書に係る事務（被保険者証に係る事務に準じ、交付申請を除く）</u> ・保険料滞納者に係る特別な事情に関する届出の受付 												

変更後（新）		変更前（旧）	
（２）医療給付に関する事務		（２）医療給付に関する事務	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準収入額適用申請の認定及び却下 ・ 一部負担金割合の判定 ・ 一部負担金免除の決定 ・ 特定疾病、<u>長期入院該当</u>の認定及び却下 ・ 医療給付費の審査支払 ・ 療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費の審査支払 ・ 第三者行為求償事務の実施 ・ レセプト点検の実施 ・ 医療費二次点検の実施 ・ 医療費通知の実施 ・ 医療費分析の実施 ・ ジェネリック医薬品の普及促進 ・ 不正・不当利得への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準収入額適用申請書の提出の受付 ・ 一部負担金免除に係る申請書の提出の受付及び一部負担金免除等証明書の交付 ・ 特定疾病療養受療証 の交付・再交付・返還の受付 ・ 療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付 ・ 高額介護合算療養費の負担額証明書の交付 ・ 第三者行為による被害届の提出の受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準収入額適用申請の認定及び却下 ・ 一部負担金割合の判定 ・ 一部負担金免除の決定 ・ 特定疾病療養受療証、<u>限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証</u>の認定及び却下 ・ 医療給付費の審査支払 ・ 療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費の審査支払 ・ 第三者行為求償事務の実施 ・ レセプト点検の実施 ・ 医療費二次点検の実施 ・ 医療費通知の実施 ・ 医療費分析の実施 ・ ジェネリック医薬品の普及促進 ・ 不正・不当利得への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準収入額適用申請書の提出の受付 ・ 一部負担金免除に係る申請書の提出の受付及び一部負担金免除等証明書の交付 ・ 特定疾病療養受療証、<u>限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証</u>の交付・再交付・返還の受付 ・ 療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付 ・ 高額介護合算療養費の負担額証明書の交付 ・ 第三者行為による被害届の提出の受付
（３）～（５）（略）		（３）～（５）（略）	
第５ （略）		第５ （略）	

変更後（新）

関に提示することで、医療費の1割又は2割負担（現役並み所得者は3割）で診療を受けることができます。

【後期高齢者医療制度のしくみ（令和6年12月以降）】



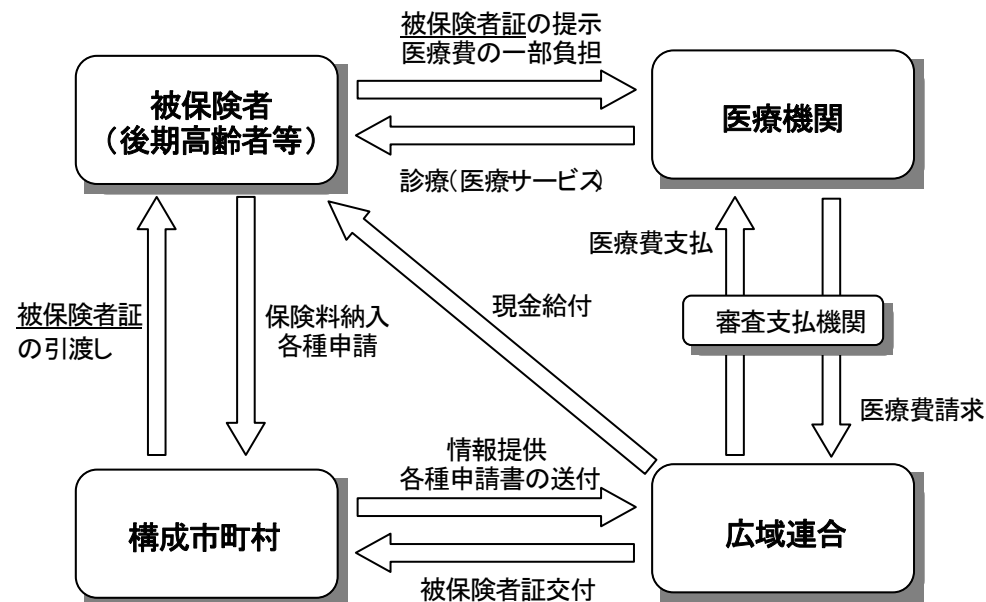
しかし、この制度も施行当初に、制度内容の周知不足などにより、多くの問い合わせや意見が寄せられ、わかりやすく親しみやすいものとなるよう制度の周知等に務めてきました。

また、国においては、保険料の負担軽減の拡充など制度の劇的な変化を緩和する取り組みが行われてきました。

変更前（旧）

関に提示することで、医療費の1割又は2割負担（現役並み所得者は3割）で診療を受けることができます。

【後期高齢者医療制度のしくみ（平成20年4月以降）】



しかし、この制度も施行当初に、制度内容の周知不足などにより、多くの問い合わせや意見が寄せられ、わかりやすく親しみやすいものとなるよう制度の周知等に務めてきました。

また、国においては、保険料の負担軽減の拡充など制度の劇的な変化を緩和する取り組みが行われてきました。

変更後（新）		変更前（旧）														
患者一部負担金等 【令和4年10月～令和6年5月】 患者一部負担金等 【令和6年6月～】 ○医療機関窓口等での自己負担割合（1割・2割・3割） ・3割負担（現役並み所得者） <u>課税所得145万円以上で、後期高齢者単身世帯で383万円以上、又は後期高齢者複数世帯で520万円以上の収入がある方</u> ・2割負担 <u>課税所得28万円以上で、「年金収入＋その他の合計所得金額」が、後期高齢者単身世帯で200万円以上、又は後期高齢者複数世帯で320万円以上の方</u> ・1割負担 上記以外の方 ○入院時食事療養費		患者一部負担金等 【令和4年10月～_____】 新設														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">世帯区分</th> <th>食事代 (1食)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">現役並み所得者及び一般</td> <td>490円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">世帯 非課税 住民税</td> <td>区分Ⅱ ※1</td> <td>90日までの入院 230円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90日を超える入院※3 180円</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅰ※2</td> <td>110円</td> </tr> </tbody> </table>		世帯区分		食事代 (1食)	現役並み所得者及び一般		490円	世帯 非課税 住民税	区分Ⅱ ※1	90日までの入院 230円		90日を超える入院※3 180円	区分Ⅰ※2	110円		
世帯区分		食事代 (1食)														
現役並み所得者及び一般		490円														
世帯 非課税 住民税	区分Ⅱ ※1	90日までの入院 230円														
		90日を超える入院※3 180円														
	区分Ⅰ※2	110円														
※1 区分Ⅱ…世帯の全員が住民税非課税の方 ※2 区分Ⅰ…世帯の全員が住民税非課税かつそれぞれの所得が0円で、公的年金収入が80万円以下の方 ※3 直近12ヶ月の入院日数が90日を超える市町村民税非課税世帯（区分Ⅱ）の方が、入院時の食事代などの減免を受ける場合は、引き続きお住まいの市町村窓口にて事前の申請が必要です。マイナンバーカードの健康保険証利用をしている方であっても事前の申請が必要です。																

変更後（新）

変更前（旧）

○療養病床※1での食事療養費及び居住費

世帯区分		食事代 (1食)	居住費 (1日)
現役並み所得者及び一般		490円※2	370円
世帯 非課税 住民税	区分Ⅱ	230円※3	370円
	区分Ⅰ	140円※4	370円
	老齢福祉年金受給者	110円	0円

- ※1 療養病床とは、症状が安定しているが長期の療養が必要とされる、主に慢性疾患のために病院内に設けられた病床（病棟）のことで、医療保険が適用される医療型病床と介護保険が適用される介護型病床がある。
- ※2 管理栄養士又は栄養士により栄養管理が行われているなどの一定の要件を満たす保健医療機関の場合であり、それ以外の場合は450円。
- ※3 医療の必要性の高い方について、当該月を含めた過去12カ月の入院日数が91日以上の場合は180円。75歳になられた方や転入などにより新たに被保険者になった方は、それまで加入していた医療保険加入期間も対象となる。
- ※4 医療の必要性の高い方については110円。

変更後（新）

変更前（旧）

○高額療養費における自己負担限度額

・ 通常の自己負担限度額

・ 75歳到達月における自己負担限度額の特例（注2）

世帯区分		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ課税所得 690万円以上	252,600円± (医療費-842,000円)×1% 【140,100円】	57,600円 【44,400円】
	Ⅱ課税所得 380万円以上	167,400円± (医療費-558,000円)×1% 【93,000円】	
	Ⅰ課税所得 145万円以上	80,100円± (医療費-267,000円)×1% 【44,400円】	
一般Ⅱ	18,000円又は (6,000円+(医療費-30,000円 (注4)×10%) の低い方を適用 (年間上限 144,000円)(注5)		57,600円 【44,400円】
	一般Ⅰ	18,000円(年間 上限14.4万 円)(注5)	
非課税世帯	区分Ⅱ		24,600円
	区分Ⅰ (年金収入80 万円以下等)	8,000円	15,000円

世帯区分		外来 (個人単位)	外来+入院 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ課税所得 690万円以上	126,300円± (医療費-421,000円)×1% 【70,050円】	28,800円 【22,200円】	252,600円± (医療費-842,000円)×1% 【140,100円】
	Ⅱ課税所得 380万円以上	83,700円± (医療費-279,000円)×1% 【46,500円】		167,400円± (医療費-558,000円)×1% 【93,000円】
	Ⅰ課税所得 145万円以上	40,050円± (医療費-133,500円)×1% 【22,200円】		80,100円± (医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
一般Ⅱ	9,000円又は (6,000円+(医療費-30,000 円(注4)× 10%)の低い方 を適用		28,800円 【22,200円】	57,600円 【44,400円】
	一般Ⅰ	9,000円		
非課税世帯	区分Ⅱ		12,300円	24,600円
	区分Ⅰ (年金収入80 万円以下等)	4,000円	7,500円	15,000円

- (注1) 【 】内の金額は、多数回該当（直近12か月に3回高額療養費の支給（入院+外来）を受け4回目以降の支給に該当）の場合
- (注2) 「75歳到達月における自己負担限度額の特例」は、個人ごとに限度額を適用する。なお負担すべき額がある場合は、世帯合算を行う
- (注3) 窓口負担が2割となる方には、負担を抑える配慮措置が適用される。
令和4年10月1日の施行後3年間（令和7年9月30日まで）は、2割負担となる方について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑える（入院の場合の医療費は対象外）。
- (注4) 医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算する。
- (注5) 計算期間（毎年8月1日から翌年7月31日）のうち、一般区分又は住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の年間上限額は144,000円（基準日時点「計算期間の末日」で一般区分又は住民税非課税区分である方が対象）。

変更後（新）		変更前（旧）	
○高額介護合算療養費における自己負担限度額			
世帯区分		限度額	
現役並み所得者Ⅲ		212万円	
現役並み所得者Ⅱ		141万円	
現役並み所得者Ⅰ		67万円	
一般Ⅱ・一般Ⅰ		56万円	
住民税	区分Ⅱ	31万円	
非課税世帯	区分Ⅰ	19万円	
資料3（略）		資料3（略）	

議案第4号

令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80,220千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ260,387,784千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第292条の規定により準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年2月17日提出

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金		44,978,916	353,657	45,332,573
	1. 市町村負担金	44,978,916	353,657	45,332,573
2. 国庫支出金		87,661,703	△1,125,994	86,535,709
	1. 国庫負担金	61,054,779	△1,080,918	59,973,861
	2. 国庫補助金	26,606,924	△45,076	26,561,848
3. 県支出金		21,315,988	△450,404	20,865,584
	1. 県負担金	21,315,987	△450,404	20,865,583
4. 支払基金交付金		96,972,226	△160,926	96,811,300
	1. 支払基金交付金	96,972,226	△160,926	96,811,300
5. 特別高額医療費共同事業交付金		69,377	20,527	89,904
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	69,377	20,527	89,904
7. 繰入金		2,843,277	1,382,040	4,225,317
	2. 基金繰入金	2,003,829	1,382,040	3,385,869
8. 繰越金		6,335,605	0	6,335,605
	1. 繰越金	6,335,605	0	6,335,605
10. 諸収入		285,204	△99,120	186,084
	2. 預金利子	1,723	5,456	7,179
	3. 雑入	283,479	△104,576	178,903
歳	入	合	計	
		260,468,004	△80,220	260,387,784

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		984,566	2,420	986,986
	1. 総務管理費	984,566	2,420	986,986
3. 特別高額医療費共同事業拠出金		112,156	6,056	118,212
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	112,156	6,056	118,212
4. 支払基金拠出金		208,434	2,560	210,994
	1. 支払基金拠出金	208,434	2,560	210,994
5. 保健事業費		1,486,657	△90,432	1,396,225
	1. 健康保持増進事業費	1,486,657	△90,432	1,396,225
6. 基金積立金		5,707	1,599,442	1,605,149
	1. 基金積立金	5,707	1,599,442	1,605,149
8. 諸支出金		3,829,702	174,274	4,003,976
	1. 償還金及び還付加算金	3,829,701	174,274	4,003,975
9. 予備費		1,998,504	△1,774,540	223,964
	1. 予備費	1,998,504	△1,774,540	223,964
歳 出 合 計		260,468,004	△80,220	260,387,784

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
高額療養費・高額介護合算療養費等申請内容入力業務	令和6年度から 令和7年度まで	11,195
高額介護合算療養費勧奨通知に係るコールセンター業務	令和6年度から 令和7年度まで	1,298
歯科口腔健康診査案内状等作成及び封入封緘関連業務	令和6年度から 令和7年度まで	7,166

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金	44,978,916	353,657	45,332,573
2. 国庫支出金	87,661,703	△1,125,994	86,535,709
3. 県支出金	21,315,988	△450,404	20,865,584
4. 支払基金交付金	96,972,226	△160,926	96,811,300
5. 特別高額医療費共同事業交付金	69,377	20,527	89,904
6. 財産収入	5,707	0	5,707
7. 繰入金	2,843,277	1,382,040	4,225,317
8. 繰越金	6,335,605	0	6,335,605
9. 県財政安定化基金借入金	1	0	1
10. 諸収入	285,204	△99,120	186,084
歳入合計	260,468,004	△80,220	260,387,784

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	984,566	2,420	986,986	2,420	0	0	0
2. 保険給付費	251,842,277	0	251,842,277	△1,514,674	0	1,213,232	301,442
3. 特別高額医療費 共同事業拠出金	112,156	6,056	118,212	0	0	0	6,056
4. 支払基金拠出金	208,434	2,560	210,994	0	0	0	2,560
5. 保健事業費	1,486,657	△90,432	1,396,225	△64,144	0	0	△26,288
6. 基金積立金	5,707	1,599,442	1,605,149	0	0	0	1,599,442
7. 公債費	1	0	1	0	0	0	0
8. 諸支出金	3,829,702	174,274	4,003,976	0	0	173,786	488
9. 予備費	1,998,504	△1,774,540	223,964	0	0	0	△1,774,540
歳出合計	260,468,004	△80,220	260,387,784	△1,576,398	0	1,387,018	109,160

2 歳 入

(款) 1. 市町村支出金

(項) 1. 市町村負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 保険料等負担金	24,872,554	277,487	25,150,041	1. 保険料等負担金	277,487	○ 後期高齢者医療保険料 300,315 ○ 保険基盤安定負担金 △23,053 ○ その他納付金 225
2. 療養給付費負担金	19,869,396	76,170	19,945,566	1. 現年度分	23,015	○ 療養給付費市町村負担金現年度分 23,015
				2. 過年度分	53,155	○ 療養給付費市町村負担金過年度分 53,155
計	44,978,916	353,657	45,332,573			

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 療養給付費負担金	59,608,188	△945,771	58,662,417	1. 現年度分	△945,771	○ 療養給付費国庫負担金現年度分 △945,771
2. 高額医療費負担金	1,446,591	△135,147	1,311,444	1. 現年度分	△135,147	○ 高額医療費国庫負担金現年度分 △135,147
計	61,054,779	△1,080,918	59,973,861			

(款) 2. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 調整交付金	25,848,278	△63,235	25,785,043	1. 調整交付金	△63,235	○ 普通調整交付金 △332,903 ○ 特別調整交付金 269,668
2. 後期高齢者補助金	758,646	18,159	776,805	1. 後期高齢者補助金	18,159	○ 後期高齢者医療災害臨時特例補助金 18,159
計	26,606,924	△45,076	26,561,848			

(款) 3. 県支出金

(項) 1. 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 療養給付費負担金	19,869,396	△315,257	19,554,139	1. 現年度分	△315,257	○ 療養給付費県負担金現年度分 △315,257
2. 高額医療費負担金	1,446,591	△135,147	1,311,444	1. 現年度分	△135,147	○ 高額医療費県負担金現年度分 △135,147
計	21,315,987	△450,404	20,865,583			

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 後期高齢者交付金	96,972,226	△160,926	96,811,300	1. 現年度分	△160,926	○ 後期高齢者交付金現年度分 △160,926
計	96,972,226	△160,926	96,811,300			

(款) 5. 特別高額医療費共同事業交付金

(項) 1. 特別高額医療費共同事業交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 特別高額医療費共同事業交付金	69,377	20,527	89,904	1. 特別高額医療費共同事業交付金	20,527	○ 特別高額医療費共同事業交付金 20,527
計	69,377	20,527	89,904			

(款) 7. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 運営安定化基金繰入金	2,003,829	1,382,040	3,385,869	1. 運営安定化基金繰入金	1,382,040	○ 運営安定化基金繰入金 1,382,040
計	2,003,829	1,382,040	3,385,869			

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	6,335,605	0	6,335,605	1. 療養給付費負担金等繰越金	173,786	○ 療養給付費負担金等繰越金 173,786
				2. その他繰越金	△173,786	○ その他繰越金 △173,786
計	6,335,605	0	6,335,605			

(款) 10. 諸収入

(項) 2. 預金利子

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 預金利子	1,723	5,456	7,179	1. 預金利子	5,456	○ 歳計現金預金利子 5,456
計	1,723	5,456	7,179			

(款) 10. 諸収入

(項) 3. 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 第三者納付金	273,753	△104,579	169,174	1. 第三者納付金	△104,579	○ 第三者納付金 △104,579
3. 雑入	195	3	198	1. 雑入	3	○ 雑入 3
計	283,479	△104,576	178,903			

3 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	984,566	2,420	986,986	2,420	0	0	0	18. 負担金・補助及び交付金	2,420	◇ 後期高齢者医療災害対策事業	2,420
計	984,566	2,420	986,986	2,420	0	0	0				

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 療養諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 療養給付費	235,836,220	0	235,836,220	△1,432,555	0	1,146,936	285,619				
2. 訪問看護療養費	1,512,603	0	1,512,603	△7,503	0	7,520	△17				
計	237,932,621	0	237,932,621	△1,440,058	0	1,154,456	285,602				

(款) 2. 保険給付費

(項) 2. 高額療養諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 高額療養費	12,598,940	0	12,598,940	△73,211	0	57,564	15,647				
2. 高額介護 合算療養費	241,715	0	241,715	△1,405	0	1,212	193				
計	12,840,655	0	12,840,655	△74,616	0	58,776	15,840				

(款) 3. 特別高額医療費共同事業拠出金 (項) 1. 特別高額医療費共同事業拠出金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 特別高額医療費 共同事業拠出金	111,968	6,056	118,024	0	0	0	6,056	18. 負担金・補助及び交付金	6,056	◇ 特別高額医療費共同事業拠出金	6,056
計	112,156	6,056	118,212	0	0	0	6,056				

(款) 4. 支払基金拠出金

(項) 1. 支払基金拠出金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 出産育児支援金	208,432	2,560	210,992	0	0	0	2,560	18. 負担金・補助及び交付金	2,560	◇ 出産育児支援金	2,560
計	208,434	2,560	210,994	0	0	0	2,560				

(款) 5. 保健事業費

(項) 1. 健康保持増進事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 保健活動費	1,486,657	△90,432	1,396,225	△64,144	0	0	△26,288	7. 報償費 8. 旅費 12. 委託料 13. 使用料及び賃借料 18. 負担金・補助及び交付金	△111 △187 △79,257 △297 △10,580	◇ 健康診査事業 ○ 歯科口腔健康診査事業費 ◇ 健康増進事業 ○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 ○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る研修会等 ○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係るヒアリング等 ○ 高齢者保健事業調査・研究ワークショップ ○ 長寿・健康増進事業市町村補助金 ○ 歯科口腔健康診査受診者行動変容調査	△22 △22 △90,410 △78,500 △406 △82 △107 △10,580 △735
計	1,486,657	△90,432	1,396,225	△64,144	0	0	△26,288				

(款) 6. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 運営安定化基金積立金	5,707	1,599,442	1,605,149	0	0	0	1,599,442	24. 積立金	1,599,442	◇ 運営安定化基金積立金	1,599,442
計	5,707	1,599,442	1,605,149	0	0	0	1,599,442				

(款) 8. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 保険料還付金	36,634	488	37,122	0	0	0	488	22. 償還金・利子及び割引料	488	◇ 保険料還付金	488
2. 償還金	3,793,011	173,786	3,966,797	0	0	173,786	0	22. 償還金・利子及び割引料	173,786	◇ 療養給付費負担金等償還金	173,786
計	3,829,701	174,274	4,003,975	0	0	173,786	488				

(款) 9. 予備費

(項) 1. 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 予備費	1,998,504	△1,774,540	223,964	0	0	0	△1,774,540	28. 予備費	△1,774,540	◇ 予備費	△1,774,540
計	1,998,504	△1,774,540	223,964	0	0	0	△1,774,540				

債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額または支出額の見込み及び
令和6年度以降の支出予定額等に関する調書

(新規)

議決年度	事 項	限度額	令和5年度末までの		令和6年度以降の支出予定額				左 の 財 源 内 訳			
			支 出 見 込 額		令和6年度	令和7年度以降		特 定 財 源			一般財源	
			期 間	金 額	金 額	期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他		
6	高額療養費・高額介護合算療養費等申請内容入力業務	11,195				令和7年度 ~ 令和7年度	11,195					11,195
6	高額介護合算療養費勸奨通知に係るコールセンター業務	1,298				令和7年度 ~ 令和7年度	1,298					1,298
6	歯科口腔健康診査案内状等作成及び封入封緘関連業務	7,166				令和7年度 ~ 令和7年度	7,166	1,686				5,480

令和6年度特別会計予算一覧表

議案第4号

【歳入】

(単位：千円)

款	項目	節	細節	R6当初予算額	第1号補正	第2号補正	第2号補正後	第3号補正	第3号補正後	対当初増減率	摘要(増減の理由等)
1	市町村支出金			44,978,916	0	0	44,978,916	353,657	45,332,573	0.8%	
1	市町村負担金			44,978,916	0	0	44,978,916	353,657	45,332,573	0.8%	
1	保険料等負担金			24,872,554	0	0	24,872,554	277,487	25,150,041	1.1%	
			保険料等負担金	19,059,805	0	0	19,059,805	300,315	19,360,120	1.6%	被保険者所得の増による増
			後期高齢者医療保険料	19,059,805	0	0	19,059,805	300,315	19,360,120	1.6%	被保険者所得の増による増
			保険基盤安定負担金	5,810,366	0	0	5,810,366	▲23,053	5,787,313	▲0.4%	基準日での集計による実績額
			その他納付金	2,383	0	0	2,383	225	2,608	9.4%	保険料延滞金等
2	療養給付費負担金			19,869,396	0	0	19,869,396	76,170	19,945,566	0.4%	
			現年度分	19,869,395	0	0	19,869,395	23,015	19,892,410	0.1%	実納付額
			過年度分	1	0	0	1	53,155	53,156	5315500.0%	R5市町村負担金の精算結果による追徴額
3	保健事業負担金			236,966	0	0	236,966	0	236,966	0.0%	
			保健事業負担金	236,966	0	0	236,966	0	236,966	0.0%	
			健康診査事業負担金	236,966	0	0	236,966	0	236,966	0.0%	
2	国庫支出金			87,630,922	30,781	0	87,661,703	▲1,125,994	86,535,709	▲1.2%	
1	国庫負担金			61,054,779	0	0	61,054,779	▲1,080,918	59,973,861	▲1.8%	
1	療養給付費負担金			59,608,188	0	0	59,608,188	▲945,771	58,662,417	▲1.6%	
			現年度分	59,608,187	0	0	59,608,187	▲945,771	58,662,416	▲1.6%	負担対象額の減による減
			過年度分	1	0	0	1	0	1	0.0%	
2	高額医療費負担金			1,446,591	0	0	1,446,591	▲135,147	1,311,444	▲9.3%	
			現年度分	1,446,590	0	0	1,446,590	▲135,147	1,311,443	▲9.3%	80万超レセプトの減による減
			過年度分	1	0	0	1	0	1	0.0%	
2	国庫補助金			26,576,143	30,781	0	26,606,924	▲45,076	26,561,848	▲0.1%	
1	調整交付金			25,817,497	30,781	0	25,848,278	▲63,235	25,785,043	▲0.1%	
			調整交付金	22,651,396	0	0	22,651,396	▲332,903	22,318,493	▲1.5%	給付費見込額及び積算係数の減による減
			特別調整交付金	3,166,101	30,781	0	3,196,882	269,668	3,466,550	9.5%	保険料減免額の増等による増
2	後期高齢者補助金			758,646	0	0	758,646	18,159	776,805	2.4%	
			後期高齢者補助金	0	0	0	0	0	0	-	
			医療費適正化等推進事業国庫補助金	0	0	0	0	0	0	-	
			健康診査国庫補助金	175,374	0	0	175,374	0	175,374	0.0%	
			特別高額医療費共同事業国庫補助金	11,332	0	0	11,332	0	11,332	0.0%	
			後期高齢者医療災害臨時特例補助金	571,940	0	0	571,940	18,159	590,099	3.2%	保険料減免額の増による増
3	県支出金			21,315,988	0	0	21,315,988	▲450,404	20,865,584	▲2.1%	
1	県負担金			21,315,987	0	0	21,315,987	▲450,404	20,865,583	▲2.1%	
1	療養給付費負担金			19,869,396	0	0	19,869,396	▲315,257	19,554,139	▲1.6%	
			現年度分	19,869,395	0	0	19,869,395	▲315,257	19,554,138	▲1.6%	負担対象額の減による減
			過年度分	1	0	0	1	0	1	0.0%	
2	高額医療費負担金			1,446,591	0	0	1,446,591	▲135,147	1,311,444	▲9.3%	
			現年度分	1,446,590	0	0	1,446,590	▲135,147	1,311,443	▲9.3%	80万超レセプトの減による減
			過年度分	1	0	0	1	0	1	0.0%	
2	県財政安定化基金支出金			1	0	0	1	0	1	0.0%	
1	財政安定化基金交付金			1	0	0	1	0	1	0.0%	
			財政安定化基金交付金	1	0	0	1	0	1	0.0%	
4	支払基金交付金			96,972,226	0	0	96,972,226	▲160,926	96,811,300	▲0.2%	
1	支払基金交付金			96,972,226	0	0	96,972,226	▲160,926	96,811,300	▲0.2%	
1	後期高齢者交付金			96,972,226	0	0	96,972,226	▲160,926	96,811,300	▲0.2%	
			現年度分	96,972,225	0	0	96,972,225	▲160,926	96,811,299	▲0.2%	支払基金による交付決定額
			過年度分	1	0	0	1	0	1	0.0%	
5	特別高額医療費共同事業交付金			69,377	0	0	69,377	20,527	89,904	29.6%	
1	特別高額医療費共同事業交付金			69,377	0	0	69,377	20,527	89,904	29.6%	
1	特別高額医療費共同事業交付金			69,377	0	0	69,377	20,527	89,904	29.6%	
			特別高額医療費共同事業交付金	69,377	0	0	69,377	20,527	89,904	29.6%	
6	財産収入			328	2,076	3,303	5,707	0	5,707	1639.9%	
1	財産運用収入			328	2,076	3,303	5,707	0	5,707	1639.9%	
1	利子及び配当金			328	2,076	3,303	5,707	0	5,707	1639.9%	
			基金利子	328	2,076	3,303	5,707	0	5,707	1639.9%	
7	繰入金			2,843,277	0	0	2,843,277	1,382,040	4,225,317	48.6%	
1	一般会計繰入金			839,448	0	0	839,448	0	839,448	0.0%	
1	一般会計繰入金			839,448	0	0	839,448	0	839,448	0.0%	
			事務費等繰入金	839,448	0	0	839,448	0	839,448	0.0%	
2	基金繰入金			2,003,829	0	0	2,003,829	1,382,040	3,385,869	69.0%	
2	運営安定化基金繰入金			2,003,829	0	0	2,003,829	1,382,040	3,385,869	69.0%	
			運営安定化基金繰入金	2,003,829	0	0	2,003,829	1,382,040	3,385,869	69.0%	収支不足分を計上
8	繰越金			765,472	5,570,133	0	6,335,605	0	6,335,605	727.7%	
1	繰越金			765,472	5,570,133	0	6,335,605	0	6,335,605	727.7%	
1	繰越金			765,472	5,570,133	0	6,335,605	0	6,335,605	727.7%	
			療養給付費負担金等繰越金	1	3,793,010	0	3,793,011	173,786	3,966,797	396679600.0%	
			その他繰越金	765,471	1,777,123	0	2,542,594	▲173,786	2,368,808	209.5%	
9	県財政安定化基金借入金			1	0	0	1	0	1	0.0%	
1	県財政安定化基金借入金			1	0	0	1	0	1	0.0%	
1	県財政安定化基金借入金			1	0	0	1	0	1	0.0%	
			県財政安定化基金借入金	1	0	0	1	0	1	0.0%	
10	諸収入			283,891	1,313	0	285,204	▲99,120	186,084	▲34.5%	
1	延滞金・加算金及び過料			2	0	0	2	0	2	0.0%	
1	加算金			1	0	0	1	0	1	0.0%	
			加算金	1	0	0	1	0	1	0.0%	
2	過料			1	0	0	1	0	1	0.0%	
			過料	1	0	0	1	0	1	0.0%	
2	預金利子			410	1,313	0	1,723	5,456	7,179	1651.0%	
1	預金利子			410	1,313	0	1,723	5,456	7,179	1651.0%	
			預金利子	410	1,313	0	1,723	5,456	7,179	1651.0%	利率上昇による増
3	雑入			283,479	0	0	283,479	▲104,576	178,903	▲36.9%	
1	第三者納付金			273,753	0	0	273,753	▲104,579	169,174	▲38.2%	
			第三者納付金	273,753	0	0	273,753	▲104,579	169,174	▲38.2%	期中実績に基づく積算
2	返納金			9,531	0	0	9,531	0	9,531	0.0%	
			返納金	9,521	0	0	9,521	0	9,521	0.0%	
			返納金現年度分	10	0	0	10	0	10	0.0%	
			返納金滞納繰越分	9,511	0	0	9,511	0	9,511	0.0%	
3	雑入			195	0	0	195	3	198	1.5%	
			雑入	142	0	0	142	3	145	2.1%	R5市町村負担金の精算結果による追徴額
			社会保険料納付金	53	0	0	53	0	53	0.0%	
計				254,860,398	5,604,303	3,303	260,468,004	▲80,220	260,387,784	2.2%	

令和6年度特別会計予算一覧表

議案第4号

【歳出】

(単位：千円)

款 項 目	細目	R6当初予算額	第1号補正	第2号補正	第2号補正後	第3号補正	第3号補正後	対当初増減率	摘要(増減の理由等)
1	総務費	931,203	53,363	0	984,566	2,420	986,986	6.0%	
	1 総務管理費	931,203	53,363	0	984,566	2,420	986,986	6.0%	
	1 一般管理費	931,203	53,363	0	984,566	2,420	986,986	6.0%	
	一般管理費	4,573	0	0	4,573	0	4,573	0.0%	
	電算処理費	449,259	0	0	449,259	0	449,259	0.0%	
	資格管理費	38,123	30,228	0	68,351	0	68,351	79.3%	
	給付管理費	161,847	13,765	0	175,612	0	175,612	8.5%	
	医療費適正化等推進事業	101,724	9,370	0	111,094	0	111,094	9.2%	
	後期高齢者医療災害対策事業	12,472	0	0	12,472	2,420	14,892	19.4%	郵便料金の増に伴う事務費の増
	会計年度任用職員任用費	17,065	0	0	17,065	0	17,065	0.0%	
	任期付職員人件費等	12,007	0	0	12,007	0	12,007	0.0%	
	派遣職員人件費等	134,133	0	0	134,133	0	134,133	0.0%	
2	保険給付費	251,842,277	0	0	251,842,277	0	251,842,277	0.0%	
	1 療養諸費	237,932,621	0	0	237,932,621	0	237,932,621	0.0%	
	1 療養給付費	235,836,220	0	0	235,836,220	0	235,836,220	0.0%	
	療養の給付費	230,953,378	0	0	230,953,378	0	230,953,378	0.0%	
	入院時食事療養費	2,890,295	0	0	2,890,295	0	2,890,295	0.0%	
	保険外併用療養費	1	0	0	1	0	1	0.0%	
	療養費	1,992,546	0	0	1,992,546	0	1,992,546	0.0%	
	2 訪問看護療養費	1,512,603	0	0	1,512,603	0	1,512,603	0.0%	
	訪問看護療養費	1,512,603	0	0	1,512,603	0	1,512,603	0.0%	
	3 特別療養費	1	0	0	1	0	1	0.0%	
	特別療養費	1	0	0	1	0	1	0.0%	
	4 移送費	200	0	0	200	0	200	0.0%	
	移送費	200	0	0	200	0	200	0.0%	
	5 審査支払手数料	583,597	0	0	583,597	0	583,597	0.0%	
	審査支払手数料	583,597	0	0	583,597	0	583,597	0.0%	
	2 高額療養諸費	12,840,655	0	0	12,840,655	0	12,840,655	0.0%	
	1 高額療養費	12,598,940	0	0	12,598,940	0	12,598,940	0.0%	
	高額療養費	12,531,072	0	0	12,531,072	0	12,531,072	0.0%	
	外来年間合算高額療養費	67,868	0	0	67,868	0	67,868	0.0%	
	2 高額介護合算療養費	241,715	0	0	241,715	0	241,715	0.0%	
	高額介護合算療養費	241,715	0	0	241,715	0	241,715	0.0%	
	3 その他医療給付費	1,069,001	0	0	1,069,001	0	1,069,001	0.0%	
	1 葬祭費	1,069,000	0	0	1,069,000	0	1,069,000	0.0%	
	葬祭費	1,069,000	0	0	1,069,000	0	1,069,000	0.0%	
	2 傷病手当金	1	0	0	1	0	1	0.0%	
	傷病手当金	1	0	0	1	0	1	0.0%	
3	特別高額医療費共同事業拠出金	112,156	0	0	112,156	6,056	118,212	5.4%	
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	112,156	0	0	112,156	6,056	118,212	5.4%	
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	111,968	0	0	111,968	6,056	118,024	5.4%	
	特別高額医療費共同事業拠出金	111,968	0	0	111,968	6,056	118,024	5.4%	国保中央会による決定額
	2 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	188	0	0	188	0	188	0.0%	
	特別高額医療費共同事業事務費拠出金	188	0	0	188	0	188	0.0%	
4	支払基金拠出金	208,434	0	0	208,434	2,560	210,994	1.2%	
	1 支払基金拠出金	208,434	0	0	208,434	2,560	210,994	1.2%	
	1 出産育児支援金	208,432	0	0	208,432	2,560	210,992	1.2%	
	出産育児支援金	208,432	0	0	208,432	2,560	210,992	1.2%	支払基金による決定額
	2 流行初期医療確保拠出金等	2	0	0	2	0	2	0.0%	
	流行初期医療確保拠出金	1	0	0	1	0	1	0.0%	
	流行初期医療確保関係事務費拠出金	1	0	0	1	0	1	0.0%	
5	保健事業費	1,486,657	0	0	1,486,657	▲90,432	1,396,225	▲6.1%	
	1 健康保持増進事業費	1,486,657	0	0	1,486,657	▲90,432	1,396,225	▲6.1%	
	1 保健活動費	1,486,657	0	0	1,486,657	▲90,432	1,396,225	▲6.1%	
	健康診査事業	856,118	0	0	856,118	▲22	856,096	▲0.0%	歯科口腔検査 委託料の確定による減
	健康増進事業	630,539	0	0	630,539	▲90,410	540,129	▲14.3%	一体的実施事業 委託料の減等による減
6	基金積立金	328	2,076	3,303	5,707	1,599,442	1,605,149	489274.7%	
	1 基金積立金	328	2,076	3,303	5,707	1,599,442	1,605,149	489274.7%	
	1 運営安定化基金積立金	328	2,076	3,303	5,707	1,599,442	1,605,149	489274.7%	
	運営安定化基金積立金	328	2,076	3,303	5,707	1,599,442	1,605,149	489274.7%	R5決算剰余金を積立
7	公債費	1	0	0	1	0	1	0.0%	
	1 公債費	1	0	0	1	0	1	0.0%	
	1 利子	1	0	0	1	0	1	0.0%	
	一時借入金利子	1	0	0	1	0	1	0.0%	
8	諸支出金	36,692	3,793,010	0	3,829,702	174,274	4,003,976	10812.4%	
	1 償還金及び還付加算金	36,691	3,793,010	0	3,829,701	174,274	4,003,975	10812.7%	
	1 保険料還付金	36,634	0	0	36,634	488	37,122	1.3%	
	保険料還付金	36,634	0	0	36,634	488	37,122	1.3%	4月～10月実績+11月以降見込により積算
	2 償還金	1	3,793,010	0	3,793,011	173,786	3,966,797	396679600.0%	
	療養給付費負担金等償還金	1	3,793,010	0	3,793,011	173,786	3,966,797	396679600.0%	特別調整交付金の確定額修正等による増
	3 還付加算金	56	0	0	56	0	56	0.0%	
	保険料還付加算金	56	0	0	56	0	56	0.0%	
	2 繰出金	1	0	0	1	0	1	0.0%	
	1 他会計繰出金	1	0	0	1	0	1	0.0%	
	一般会計繰出金	1	0	0	1	0	1	0.0%	
9	予備費	242,650	1,755,854	0	1,998,504	▲1,774,540	223,964	▲7.7%	
	1 予備費	242,650	1,755,854	0	1,998,504	▲1,774,540	223,964	▲7.7%	
	1 予備費	242,650	1,755,854	0	1,998,504	▲1,774,540	223,964	▲7.7%	
	保険料等予備費	200,000	1,774,541	0	1,974,541	▲1,774,540	200,001	0.0%	R5決算剰余金を基金積立金へ移動
	共通経費予備費	42,650	▲18,687	0	23,963	0	23,963	▲43.8%	
計		254,860,398	5,604,303	3,303	260,468,004	▲80,220	260,387,784	2.2%	

議案第5号

令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,129,156千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月17日提出

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 分担金及び負担金		1,093,368
	1. 負担金	1,093,368
3. 繰入金		1
	1. 他会計繰入金	1
4. 繰越金		34,666
	1. 繰越金	34,666
5. 諸収入		1,121
	1. 預金利子	476
	2. 雑入	645
歳 入 合 計		1,129,156

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 議会費		888
	1. 議会費	888
2. 総務費		131,652
	1. 総務管理費	131,353
	2. 選挙費	113
	3. 監査委員費	186
3. 民生費		986,535
	1. 社会福祉費	986,535
4. 予備費		10,081
	1. 予備費	10,081
歳 出 合 計		1,129,156

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入 (単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 分担金及び負担金	1,093,368	938,199	155,169
3. 繰入金	1	1	0
4. 繰越金	34,666	33,171	1,495
5. 諸収入	1,121	829	292
歳入合計	1,129,156	972,200	156,956

歳出 (単位 千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	888	883	5	0	0	0	888
2. 総務費	131,652	116,859	14,793	0	0	645	131,007
3. 民生費	986,535	844,458	142,077	0	0	0	986,535
4. 予備費	10,081	10,000	81	0	0	0	10,081
歳出合計	1,129,156	972,200	156,956	0	0	645	1,128,511

2 歳 入

(款) 1.分担金及び負担金

(項) 1.負担金

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 構成市町村負担金	1,093,368	938,199	155,169	1. 市町村負担金	1,093,368	○ 共通経費負担金 1,093,368
計	1,093,368	938,199	155,169			

(款) 3.繰入金

(項) 1.他会計繰入金

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1	0	1. 後期高齢者医療特別 会計繰入金	1	○ 後期高齢者医療特別会計繰入金 1
計	1	1	0			

(款) 4.繰越金

(項) 1.繰越金

(単位 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	34,666	33,171	1,495	1. 前年度繰越金	34,666	○ 前年度繰越金 34,666
計	34,666	33,171	1,495			

(款) 5.諸収入

(項) 1.預金利子

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 預金利子	476	15	461	1. 預金利子	476	○ 歳計現金預金利子 476
計	476	15	461			

(款) 5.諸収入

(項) 2.雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 雑入	645	814	△169	1. 雑入	645	○ 社会保険料納付金 1 ○ 借上公舎入居料等 644
計	645	814	△169			

3 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	888	883	5	0	0	0	888	1. 報酬	419	◇ 議会運営費 888
								8. 旅費	183	○ 議員報酬、費用弁償 602
								10. 需用費	88	○ 非常勤職員公務災害補償負担金 60
								13. 使用料及び 賃借料	138	○ 事務費 226
								18. 負担金・補助 及び交付金	60	
計	888	883	5	0	0	0	888			

(款) 2.総務費

(項) 1.総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	87,350	87,810	△460	0	0	645	86,705	1. 報酬	265	◇ 広域連合長・副広域連合長報酬等	104
								2. 給料	2,727	○ 広域連合長・副広域連合長報酬、費用弁償	97
								3. 職員手当等	2,430	○ 非常勤職員公務災害補償負担金	7
								4. 共済費	841	◇ 派遣職員人件費等	63,554
								8. 旅費	1,695	○ 借上げ公舎賃借料	6,634
								9. 交際費	50	○ 派遣職員人件費等負担金	56,920
								10. 需用費	1,401	(事務局長、事務局次長、総務課職員4名分)	
								11. 役務費	3,606	◇ 会計年度任用職員任用費	6,033
								12. 委託料	7,701	◇ 事務局管理運営費	17,343
								13. 使用料及び賃借料	9,470	○ 事務局一般管理費	14,703
										○ 公用車関係費	926
								18. 負担金・補助及び交付金	57,164	○ 事務局職員旅費・研修費	1,714
										◇ 情報公開等適正化事業	316
										○ 情報公開・個人情報保護審査会委員報酬、費用弁償	308
										○ 非常勤職員公務災害補償負担金	8
2. 会計管理費	44,003	28,808	15,195	0	0	0	44,003	11. 役務費	44,003	◇ 会計管理費	44,003
計	131,353	116,618	14,735	0	0	645	130,708				

(款) 2.総務費

(項) 2.選挙費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 選挙管理 委員会費	55	54	1	0	0	0	55	1. 報酬	33	◇ 選挙管理委員会費 55 ○ 選挙管理委員会委員報酬、費用弁償 45 ○ 非常勤職員公務災害補償負担金 7 ○ 事務費 3
								8. 旅費	12	
								11. 役務費	3	
								18. 負担金・補助 及び交付金	7	
2. 広域連合長 選挙費	58	1	57	0	0	0	58	10. 需用費	11	◇ 広域連合長選挙費 58
								11. 役務費	47	
計	113	55	58	0	0	0	113			

(款) 2.総務費

(項) 3.監査委員費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 監査委員費	186	186	0	0	0	0	186	1. 報酬	140	◇ 監査委員費 186 ○ 監査委員報酬、費用弁償 172 ○ 非常勤職員公務災害補償負担金 6 ○ 事務費 8
								8. 旅費	32	
								10. 需用費	6	
								11. 役務費	2	
								18. 負担金・補助 及び交付金	6	
計	186	186	0	0	0	0	186			

(款) 3.民生費

(項) 1.社会福祉費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 老人福祉費	986,535	844,458	142,077	0	0	0	986,535	18. 負担金・補助 及び交付金	5,083	◇ 後期高齢者医療事業 ○ 後期高齢者医療特別会計事務費等繰出金	981,452 981,452
								27. 繰出金	981,452	◇ 派遣職員人件費等 ○ 派遣職員人件費等負担金(退職手当分)	5,083 5,083
計	986,535	844,458	142,077	0	0	0	986,535				

(款) 4.予備費

(項) 1.予備費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 予備費	10,081	10,000	81	0	0	0	10,081	28. 予備費	10,081	◇ 予備費	10,081
計	10,081	10,000	81	0	0	0	10,081				

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)				
本 年 度	長 等	2	65	0	0	65	0	65	
	議 員	16	419	0	0	419	0	419	
	その他の特別職	11	373	0	0	373	0	373	
	計	29	857	0	0	857	0	857	
前 年 度	長 等	2	65	0	0	65	0	65	
	議 員	16	411	0	0	411	0	411	
	その他の特別職	11	373	0	0	373	0	373	
	計	29	849	0	0	849	0	849	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	8	0	0	8	0	8	
	その他の特別職	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	8	0	0	8	0	8	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	1	2,727	2,430	5,157	841	5,998	総務課所属会計年度任用職員1人。県及び市町村派遣職員の人件費は負担金のため除外。その他の業務課所属職員人件費は特別会計に計上。
前 年 度	1	2,124	1,762	3,886	452	4,338	総務課所属会計年度任用職員1人。県及び市町村派遣職員の人件費は負担金のため除外。その他の業務課所属職員人件費は特別会計へ移動。
比 較	0	603	668	1,271	389	1,660	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	退職手当 (千円)	児童手当 (千円)	計 (千円)
	本年度	0	133	87	568	477	24	1,141	0	2,430
	前年度	0	133	68	434	363	23	741	0	1,762
	比較	0	0	19	134	114	1	400	0	668

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	0	0	0	0	0	0	
前年度	0	0	0	0	0	0	
比較	0	0	0	0	0	0	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	退職手当 (千円)	児童手当 (千円)	計 (千円)
	本年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	1	2,727	2,430	5,157	841	5,998	総務課所属1人。業務課所属分の人件費は特別会計に計上。
前年度	1	2,124	1,762	3,886	452	4,338	総務課所属1人。業務課所属分の人件費は特別会計に計上。
比較	0	603	668	1,271	389	1,660	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	退職手当 (千円)	児童手当 (千円)	計 (千円)
	本年度	0	133	87	568	477	24	1,141	0	2,430
	前年度	0	133	68	434	363	23	741	0	1,762
	比較	0	0	19	134	114	1	400	0	668

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	603	給与改定に伴う増減分	603	
		昇給に伴う増加分	0	
		その他の増減分	0	
職員手当	668	制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	668	給与改定による給料増に伴う期末・勤勉等の増加。

令和7年度 福島県後期高齢者医療広域連合当初予算

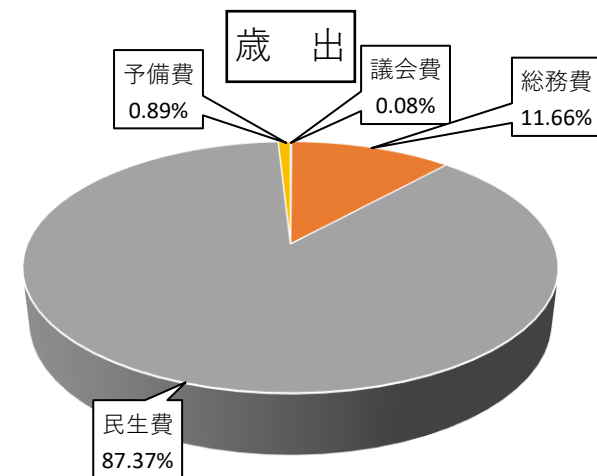
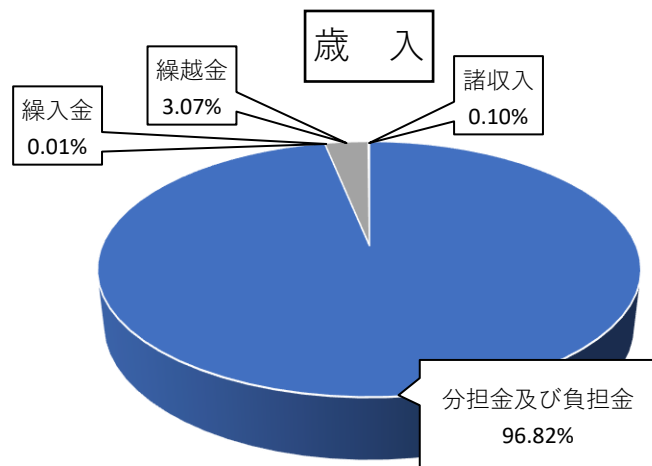
一般会計

歳入歳出合計

1,129,156 千円

(単位:千円)

歳 入			歳 出		
項 目	予算額	構成比	項 目	予算額	構成比
1 分担金及び負担金	1,093,368	96.82%	1 議 会 費	888	0.08%
2 繰 入 金	1	0.01%	2 総 務 費	131,652	11.66%
3 繰 越 金	34,666	3.07%	3 民 生 費	986,535	87.37%
4 諸 収 入	1,121	0.10%	4 予 備 費	10,081	0.89%
計	1,129,156	100.00%	計	1,129,156	100.00%



+

			F +	F *	1 !	#	
%			1,093,368	938,199	155,169	16.5%	
%	%		1,093,368	938,199	155,169	16.5%	
	%	%	1,093,368	938,199	155,169	16.5%	
			1,093,368	938,199	155,169	16.5%	
			1	1	0	0.0%	
%			1	1	0	0.0%	
	%		1	1	0	0.0%	
			1	1	0	0.0%	
(34,666	33,171	1,495	4.5%	
%			34,666	33,171	1,495	4.5%	
	%		34,666	33,171	1,495	4.5%	
			34,666	33,171	1,495	4.5%	
)			1,121	829	292	35.2%	
%			476	15	461	3073.3%	
	%		476	15	461	3073.3%	
			476	15	461	3073.3%	fl \$ " \$ \$) \$ " % ' ' & *
&			645	814	% *	& \$ " ,	
	%		645	814	% *	& \$ " ,	
			645	814	% *	& \$ " ,	
			1	1	0	0.0%	
			644	813	% *	& \$ " , fl % % - t	
			1,129,156	972,200	156,956	16.1%	

			F +	F *	1 !	#	
%			888	883	5	0.6%	
%	%		888	883	5	0.6%	
	%	%	888	883	5	0.6%	
			888	883	5	0.6%	
&			131,652	116,859	14,793	12.7%	
%			131,353	116,618	14,735	12.6%	
	%		87,350	87,810	(* \$ \$ ")		
			104	105	%	% " \$	
			63,554	66,350	& ž + - * (" & *		
			6,033	4,373	1,660	38.0%	%
			17,343	16,665	678	4.1%	
			14,703	13,801	902	6.5%	
			926	1,099	% + ' %) " fl t		
			1,714	1,765) % & " -		
			316	317	%	\$ " '	
&			44,003	28,808	15,195	52.7%	
			44,003	28,808	15,195	52.7%	fl t #
&			113	55	58	105.5%	
%			55	54	1	1.9%	
			55	54	1	1.9%	
&			58	1	57	5700.0%	
			58	1	57	5700.0%	
			186	186	0	0.0%	
%			186	186	0	0.0%	
			186	186	0	0.0%	
			986,535	844,458	142,077	16.8%	
%			986,535	844,458	142,077	16.8%	
	%		986,535	844,458	142,077	16.8%	
			981,452	839,448	142,004	16.9%	
			5,083	5,010	73	1.5%	
(10,081	10,000	81	0.8%	
%			10,081	10,000	81	0.8%	
	%		10,081	10,000	81	0.8%	
			10,081	10,000	81	0.8%	
			10,081	10,000	81	0.8%	
			1,129,156	972,200	156,956	16.1%	